

令和5年度 会計年度任用職員募集要項 (吉田地区交流センター 事務補助員)

亶理町役場

(担当：吉田地区交流センター TEL：0223-36-3114)

1. 会計年度任用職員について

会計年度任用職員とは、1会計年度ごとに任用される非常勤の地方公務員です。

2. 募集について

(1) 申込資格

○次の地方公務員法第16条の欠格条項に該当しない者。

- ① 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- ② 亶理町において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- ③ 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、第60条から第63条までに規定する罪を犯し、刑に処せられた者
- ④ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

○パソコン操作（ワード・エクセル）ができる者。

(2) 申込書類・期間

- ・ 申込書類：任用申込書（写真貼付） 1通
- ・ 申 込 先：吉田地区交流センター 担当 山田、米川
- ・ 申込期間：令和5年1月6日(金)から令和5年1月24日(火)まで
- ・ 受付時間：午前9時00分から午後5時00分まで（土日祝日を除く）

※所定の様式は、ホームページよりダウンロード可能。

※持参又は郵送（簡易書留等の確実な方法。期限内必着）により、期限までに申し込んでください。なお、提出書類はお返ししませんので、ご了承ください。

(3) 選考方法

書類選考及び面接試験（令和5年2月中旬頃実施予定。申込者あて別途通知します。）

(4) 内定から採用まで

人員配置の都合等により任用とならない場合があります。

また、会計年度任用職員の任用は1会計年度ごとの任用となるため、再度の任用を希望される方は、毎年度申し込みが必要です。

(5) 募集職種

職種	採用予定人数	職務内容	給料
事務補助員	4名	吉田地区交流センター（吉田地区町民連絡所・吉田公民館・農村環境改善センター・吉田体育館）及び各種団体等に関する事務・業務に従事します。	月額150,100円 ～154,600円

※ 給料欄の金額は、「亘理町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例」及び「亘理町会計年度任用職員の給与に関する規則」に基づく金額です。

3. 任用後について

(1) 任用期間 令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

(2) 勤務場所・勤務時間

勤務場所	勤務時間	休憩時間	勤務日数
吉田地区交流センター（農村創作活動センター内事務室に出向する日もあります）	午前8時30分から 午後5時15分まで	午後0時00分から 午後1時00分まで	週5日

(3) 休日・休暇

土・日曜日、祝日及び年末年始（12月29日～1月3日）は休業です。ただし、行事等への従事のため、土・日曜日、祝日の勤務となることもあります。

休暇については、「亘理町会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則」に基づき、年次有給休暇、特別休暇（忌引等）、介護休暇等を利用できます。

(4) 給与等

「亘理町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例」及び「亘理町会計年度任用職員の給与に関する規則」に基づき、給料・通勤手当・期末手当（年2回）を支給します。

また、継続して任用された場合には、任用形態によって昇給があります。

(5) 社会保険について

健康保険、厚生年金保険及び雇用保険に加入となります。

※宮城県市町村職員退職手当組合の加入要件を満たす場合、雇用保険には加入しません。

(6) その他

地方公務員法（以下、「法」という。）に定める以下の服務規程が適用され、分限・懲戒処分を受ける場合がありますので、遵守する必要があります。

- ① 服務の根本基準（法第30条）
- ② 服務の宣誓（法第31条）
- ③ 法令等及び上司の職務上の命令に従う義務（法第32条）
- ④ 信用失墜行為の禁止（法第33条）
- ⑤ 秘密を守る義務（法第34条）
- ⑥ 職務に専念する義務（法第35条）
- ⑦ 政治的行為の制限（法第36条）
- ⑧ 争議行為等の禁止（法第37条）
- ⑨ 営利企業等の従事制限（法第38条） ※兼業等がある場合、申出願います。

4. 問合せ・申込先

〒989-2331 亶理町吉田字大塚185番地

亶理町吉田地区交流センター 担当 山田、米川

電話 0223-36-3114